

## 千葉県公文書管理条例（仮称）に関する検討会議設置要綱

### （設置）

第1条 千葉県における公文書の適切な管理に向けて、県の基本的な考え方を示す条例の制定に関し、文書管理の在り方も含め多角的に検討するに当たり、学識を有する者から幅広く意見を聴くため、千葉県公文書管理条例（仮称）に関する検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

2 検討会議は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関の性質を有しない。

### （構成）

第2条 検討会議は、別表に掲げる者を委員として構成する。

### （組織）

第3条 検討会議に座長を置く。

2 座長は、委員のうちから互選する。

3 座長は、検討会議の会議（以下単に「会議」という。）の議事を進行する。

4 検討会議に副座長を置くことができる。

5 副座長は、座長が指名する。

6 副座長は座長を補佐し、座長が欠けたとき、又は座長に事故があるときは、その職務を代理する。

### （会議の招集）

第4条 会議は、必要に応じ、知事が招集する。

2 知事は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

### （秘密の保持等）

第5条 委員及び会議の出席者は、検討会議において知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

2 委員及び会議の出席者は、検討会議において得られた記録等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(事務局)

第6条 検討会議の事務局は、総務部政策法務課において所掌する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関して必要な事項は、知事が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月28日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

### 別表 (第2条)

区 分	人数
公法	1名
史学	1名
弁護士	1名
自治体DX	1名
行政経験	1名